

資料

- 1 事業一覧
- 2 安城市子ども・子育て会議条例
- 3 計画策定の経過
- 4 安城市子ども・子育て会議委員名簿
- 5 用語集



1 事業一覧

方針1 安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策							
(1)安全・安心な妊娠・出産への支援							
重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
◎	1	妊婦健康診査事業	妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業		健康推進課	39P 56P	
	2	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳の交付		健康推進課	39P	
	3	妊産婦指導及び健康教育事業	母子健康手帳交付時等の妊産婦の指導や、父・祖父母等支援者を含めた妊婦向けの教室の実施	妊産婦健康相談	健康推進課	39P	
		妊産婦訪問指導		健康推進課			
		パパママ教室		健康推進課			
	4	産後ケア事業	出産直後から4か月頃までの母子を対象とした、心身のケア及び育児に関する専門的な支援の実施		健康推進課	39P	
(2)子どもの健康増進							
重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
◎	5	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業		健康推進課	39P 56P	
	6	乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長発達のために、乳児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査の実施	乳児健康診査	健康推進課	39P	
		4か月児健康診査		健康推進課			
		1歳6か月児健康診査		健康推進課			
		3歳児健康診査		健康推進課			
	7	乳幼児保健指導	乳幼児の育児や健康について相談や支援を必要とする保護者を対象に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による指導の実施		健康推進課	39P	
	8	家庭内事故防止の啓発	乳幼児に起こりやすい家庭内の事故を中心に防止策の周知		健康推進課	39P	
	9	離乳食講習会	ゴックン教室では咀嚼能力や味覚の形成の基礎をつくる離乳食、カミカミ教室では幼児食への移行と乳幼児期の歯科衛生についての講習会の実施	ゴックン教室	健康推進課	39P	
		カミカミ教室		健康推進課			
	10	子どもの料理教室	料理の楽しさやバランスの良い食事の大切さを体験し、生活習慣病予防のための食事について親子で学ぶ教室の開催	お父さんと子どもの料理教室		健康推進課	39P
	11	歯科保健対策		中学生以下の幼児・児童・生徒を対象としたフッ化物洗口や保健指導の実施	幼保認定こども園の歯科保健対策		保育課
			小中学校の歯科保健対策		学校教育課		

※ 重点欄に ◎ があるものは、国の基本指針に基づく重点施策

※ 重点欄に  があるものは、市独自の重点施策

	12	小児生活習慣病予防健康診断事業	肥満等により、指導が必要な児童・生徒を対象とした生活習慣病予防のための保健指導	学校教育課	39P
	13	子ども医療費助成事業	中学生までを対象とした、入院・通院医療費の助成及び、高校生世代(高校生まで)の入院医療費の助成	国保年金課	39P
	14	休日夜間急病診療事業	内科と小児科は休日・年末年始の昼間・夜間及び平日・土曜日の夜間、歯科は休日・年末年始の昼間に休日夜間急病診療所にて診察を実施	健康推進課	39P

方針2 幼児期の教育・保育環境の充実

(1) 幼児教育・保育の量の確保

重点	No.	施策・事業名	内容	担当課	掲載頁数
◎	15	幼児教育・保育事業	待機児童を解消するため、民間事業者による受け皿の整備などにより受け入れ体制を整える事業	保育課	41P 57P 58P
◎	16	一時預かり事業	保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業	保育課	41P 59P
◎	17	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために、標準時間認定は11時間を超える保育、短時間認定は8時間を超える保育を行う事業	保育課	41P 60P
◎	18	病児・病後児保育事業	病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業	保育課	41P 60P
	19	休日保育事業	日曜日及び祝日に仕事をしている保護者の子どもを保育するため、保育園を開園する事業	保育課	41P

(2) 幼児教育・保育環境の質の向上

重点	No.	施策・事業名	内容	担当課	掲載頁数
	20	保育者研修制度	保育の理論と実践力を身につける研修に加え、経験や役職等に応じた研修など、保育者の資質向上に向けた研修内容の充実を図る事業	保育課	41P 61P
	21	保育園・幼稚園・認定こども園の施設改修	子どもが、安心して園での生活を送ることができるよう、施設の老朽化に伴う計画的な改修及び幼児教育・保育環境の向上を図るための整備を行う事業	保育課	41P 61P
	22	幼児教育・保育評価事業	保育の質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業	保育課	41P
	23	安全教育	保育園・幼稚園・認定こども園の周辺の点検や危機管理マニュアルの見直しと警察等との協力による防犯教室の開催	保育課	41P

方針3 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

(1) 豊かな心の育成

重点	No.	施策・事業名	内容	担当課	掲載頁数			
	24	就園から中学校卒業までの園・学校間の連携	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、学校生活に適應できるよう、円滑な接続を進めていくための事業 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">取組</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> 小学校区ごとの保育園、幼稚園、認定こども園と小学校の連絡交流会 中学校区ごとの小学校との連絡会・交流会 </td> </tr> </table>	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、学校生活に適應できるよう、円滑な接続を進めていくための事業	取組	小学校区ごとの保育園、幼稚園、認定こども園と小学校の連絡交流会 中学校区ごとの小学校との連絡会・交流会	保育課 学校教育課	43P 62P
保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、学校生活に適應できるよう、円滑な接続を進めていくための事業	取組	小学校区ごとの保育園、幼稚園、認定こども園と小学校の連絡交流会 中学校区ごとの小学校との連絡会・交流会						

25	心の教育	学校ごとに道徳教育や人権教育などを推進し、一人一人の心を育成する事業	取組	人権教育 道徳教育 ふれあい会議 野外センターにおける自然教室	学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課	43P
26	命の教育	命の授業(道徳科)を通してしなやかで折れない心を育てる事業	取組	命の授業(道徳科) 心の居場所づくり	学校教育課 学校教育課	43P
27	防災・安全教育	児童・生徒の生活安全、交通安全、災害安全に対する意識を向上するため、指導や避難訓練の実施	取組	避難訓練 防災・安全指導 安全計画・防災計画の策定	学校教育課 学校教育課 学校教育課	43P
28	中高生のボランティア体験学習	中高生が夏休みや学校行事等を活用して、保育園、幼稚園、福祉施設などでボランティア活動の実施	取組	ボランティア体験学習 ボランティア体験プログラム	学校教育課 社会福祉協議会	43P 43P
29	職場体験	中学校期における様々な職場での体験活動を推進することにより「職業」や「仕事」への理解を深める事業			学校教育課	43P
30	総合学習の活性化	小中学校の活性化を図るため外部人材(スクールボランティア、ゲストティーチャー、地域の人材・外国人)の積極的な活用			学校教育課	43P
31	赤ちゃんふれあい交流事業	小中学生を対象とした赤ちゃん講座を開催し、乳幼児への理解を深めるとともに、小中学生と乳幼児がふれあう事業			子育て支援課	43P
32	農業後継者確保対策事業	将来を担う子どもを中心に農業のPRや体験を通じ、農業に対する理解の促進			農務課	43P
33	思春期保健事業	学年や年齢に応じた健康教育を学校と連携して行う事業			健康推進課	43P

(2) 青少年をとりまく環境整備

重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
	34	教育相談と適応指導教室	不登校をはじめとする学校生活への不適応を生じた児童・生徒に対して、教育相談や適応指導教室を通して支援する事業	取組	教育相談事業 家庭相談員と関係機関の強化 来所面談 電話相談 学校相談員を活用とした情報交換 不登校児童・生徒支援アドバイザーによる家庭訪問支援 不登校児童や生徒の家庭への指導員の定期訪問	学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課	43P 63P
	35	青少年健全育成事業		青少年健全育成会や育成協議会、育成連絡協議会が連携し、青少年をとりまく環境を浄化する活動や青少年の健全育成を図るための広報、啓発を実施	取組	青少年をすこやかに はぐくむ都市推進事業 青少年健全育成推進事業	生涯学習課 生涯学習課

	36	困難を抱える若者への支援	ひきこもり、不登校といった困難を抱える若者及びその家族に対する支援の実施	取組	若者相談窓口の設置	生涯学習課	43P
方針4 子どもの居場所づくり							
(1)放課後等の環境整備							
重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
◎	37	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業		子育て支援課	45P 64P	
	38	民間児童クラブへの支援	民間児童クラブの運営に関する費用の補助		子育て支援課	45P	
	39	放課後等の子どもの居場所づくり	子どもを対象とした博物館体験講座やスポーツ教室の開催をはじめ、子どもの放課後や休日等の安全・安心な居場所を確保する事業を実施	取組	放課後の子どもの居場所づくり	生涯学習課	45P
				取組	スポーツ教室	スポーツ課	
				取組	歴史博物館での各種講座	文化振興課	
	40	児童センター事業	児童に健全な遊びの場を与えることにより、体力を増進し情操を豊かにする事業	取組	児童センター	子育て支援課	45P
				取組	移動児童館	子育て支援課	
方針5 支援を必要とする子どもや保護者への対策							
(1)ひとり親家庭の自立支援の推進							
重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
	41	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の抱える諸問題に対する母子・父子自立支援員による相談・助言・指導		子育て支援課	47P	
	42	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭において技能習得のための修学、疾病等による一時的な生活の支障に対し、生活援助や子育て支援をする事業		子育て支援課	47P	
	43	ひとり親家庭の家計負担軽減	児童扶養手当、県・市遺児手当、入進学祝い品の支給などひとり親家庭への支援	取組	児童扶養手当	子育て支援課	47P
				取組	県遺児手当	子育て支援課	
				取組	市遺児手当	子育て支援課	
				取組	母子・父子家庭医療	国保年金課	
				取組	児童入進学祝い品の配付	子育て支援課	
				取組	共同募金配分事業	社会福祉協議会	
				取組	歳末奨励品の配付	社会福祉協議会	
	44	ひとり親家庭への就業支援	ひとり親家庭の就職に役立つ講座や学校に通った際の費用を一部助成する事業	取組	安城市自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	47P
				取組	安城市高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	
				取組	ひとり親家庭の支援事業	子育て支援課	

(2)障害児施策の充実							
重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
	45	保護者及び学齢期支援事業	幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座(ペアレント・プログラム)及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身に付ける講座(ソーシャルスキルトレーニング)を実施する事業	取組	ペアレント・プログラム	子ども発達支援課	47P 65P
					ソーシャルスキルトレーニング	子ども発達支援課	
	46	市内における児童発達支援	発達支援を必要とする子どもが増えており、サルビア学園での受け入れが困難となった場合は、民間活力の活用を企図した支援体制の拡充	取組	児童発達支援事業	子ども発達支援課 障害福祉課	47P
	47	発達相談及び療育支援	発達に心配や遅れのある子どもを持つ家族に対して、相談の実施や療育、関係機関との連携による集団指導を実施し、必要がある場合は福祉サービスプランを作成	取組	障害児相談支援事業 1歳6か月健診事後指導会 発達相談 やまびこルーム事業	子ども発達支援課 子ども発達支援課 子ども発達支援課 子ども発達支援課	47P
	48	障害児を持つ家庭の負担軽減	特別児童扶養手当の支給や第3子以降でサルビア学園に通う子どもの給食費無償化及び低所得世帯のサルビア学園に通う子どもの給食費の減免	取組	特別児童扶養手当 サルビア学園給食費給付金	障害福祉課 子ども発達支援課	47P
	49	統合保育・交流保育	保育園、幼稚園、認定こども園においては、障害のある子どもの教育・保育ニーズを受け止め、障害のある、ないに関わらず、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育の実施			保育課	47P
	50	特別支援教育	発達障害をはじめ様々な要因により、学校生活において困難を抱えている児童・生徒への理解と支援体制の充実	取組	インクルーシブ教育推進事業	学校教育課	47P
(3)子どもが安全・安心に育つ体制の整備							
重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
◎	51	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎児などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業		子育て支援課	47P 65P	
	52	子ども家庭総合支援拠点の設置	虐待における相談体制を強化するために令和4年度までの設置を行う事業		子育て支援課	47P	
	53	虐待に関する相談	児童相談センター等の関係機関と連携をとり、児童虐待等に関する相談、訪問等を実施		子育て支援課	47P	

54	生活困窮世帯の子どもへの学習支援	生活困窮世帯の中学生を対象に、学習することができる場を提供し、高校に進学できるように支援するとともに、高校進学者の高校中退の防止をする事業	取組	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	社会福祉課	47P
55	生活困窮世帯への就労支援	生活困窮世帯を対象に、就労支援を行う事業	取組	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	社会福祉課	47P
56	就学援助費の支給	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒又は就学予定者の保護者に対し小中学校に係る学用品等の費用を援助			学校教育課	47P
57	通訳活用事業	外国籍児童を対象とした学校生活全般のポルトガル語やタガログ語の通訳によるサポート			学校教育課	47P

方針6 子育てしやすい社会環境の整備

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
	58	女性への就業支援	取組	就職を希望する女性を対象としたセミナーの開催や相談、求人情報の提供により復職を支援する事業	女性の再就職支援事業	商工課	49P 66P
					地域職業相談室の運営	商工課	
	59	創業支援	取組	創業希望者、創業間もない人を対象に事業展開、税制等の相談支援の実施	創業に伴う各種相談	商工課	49P
	60	家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	取組	男性の家事、育児、介護への参画や祖父母の子育て支援を促進するための講習会や学習機会の提供	パパ講座	子育て支援課	49P
育メン広場					子育て支援課		
パパママ教室					健康推進課		
パパママ教室祖父母編					健康推進課		
公民館講座					生涯学習課		
	61	子育て世帯の男性に対する家事・育児参画	取組	仕事と家事・育児などの両立に配慮した働き方に関する啓発及び企業に対する有給休暇、ノー残業デー制度などの取得の促進	働き方に関する各種情報の提供・周知	商工課	49P
					企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発	市民協働課	

(2)子育てにやさしい環境の整備

重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数	
	62	公園等の維持管理	取組	子どもが安全に遊べる公園、児童遊園の管理	児童遊園等の管理	子育て支援課	49P
					公園と緑地の整備	公園と緑地の整備	
	63	多目的トイレ・おむつ交換台等の設置		愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく公共施設等の整備	施設保全課	49P	

64	見守り活動	各地域住民及び団体等による、児童・生徒の登下校の見守りや、パトロール活動の実施	取組	スクールガード事業	学校教育課	49P
				パトロール活動	市民安全課	
				老人クラブのパトロール	高齢福祉課	
				公園の夜間パトロール	公園緑地課	
				犯罪・被害情報の提供	市民安全課	
				地域こども見守り活動支援	社会福祉協議会	
65	「こども110番の家」	子どもを犯罪や危険から守るための「こども110番の家」の設置	取組	こども110番の家	生涯学習課	49P

(3) 子育て家庭への経済的な支援

重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数
	66	多世代住宅補助	小学校修了前の子どもと親、祖父母等の3世代が同居・近居することで、全ての世代が安心して生き生きと暮らし、社会で活躍できることを目的に、多世代住宅の建築や取得にかかる費用の一部を補助する事業		建築課	49P 66P
	67	児童手当・特例給付の支給	子育て家庭の生活安定の支援及び、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした現金給付		子育て支援課	49P
	68	保育料等負担軽減	取組	3～5歳の授業料、保育料の無償化、第3子以降及び非課税世帯の0～2歳の保育料・授業料の無償化	保育課	49P
	69	給食費負担軽減	取組	第3子以降学校給食費無料化事業	総務課	49P
				民間幼稚園等への補足給付事業	保育課	
	70	高等学校等修学奨学金の支給	能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対しての奨学金の支給		総務課	49P
	71	私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校等に在籍する生徒の保護者に対しての授業料の補助		総務課	49P

方針7 地域社会における子育て支援

(1) 子育て支援サービスの充実

重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載頁数		
◎	72	利用者支援事業	子育て家庭の不安を取り除くことを目的とし、子育て支援アドバイザー及び母子保健コーディネーターがそれぞれの家庭に応じた情報提供及び相談等を行う事業	取組	利用者支援事業(基本型)	子育て支援課	51P 67P	
					利用者支援事業(母子保健型)	健康推進課		
◎	73	地域子育て支援拠点事業	身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業	取組	地域子育て支援センター事業	子育て支援課	51P 68P	
						つどいの広場事業		子育て支援課
◎	74	子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等により、家庭において子どもの養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かる事業			子育て支援課	51P 68P	
	75	地域活動事業	保育園等による園開放や、世代間交流、地域交流を目的とした事業の実施	取組	園開放	保育課	51P	
						地域活動事業		保育課
	76	子育てに関する情報発信	子育て支援情報を総合的にまとめた「子育て情報誌」の発行や、WEBやSNSを利用した情報発信の実施	取組	子育て支援総合ガイドブック	子育て支援課	51P	
						子育て応援サイトの運営		子育て支援課
	77	子育てに関する相談	子育て支援センター、保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会等で年齢に応じた子育て相談の実施			子育て支援課 保育課 社会福祉協議会 健康推進課	51P	
	78	子育てに関する講座	まちかど講座、市民出前講座など、親子で参加できる、子育てのためになる講座などの実施	取組	親子で参加できる各種体験講座の開催	生涯学習課 アンフォーレ課	51P	
						子育て家庭教育に関する学習機会の提供		生涯学習課
						親子遊び講習会		子育て支援課
						育児講習会		子育て支援課
						子育て支援センター共通講座		子育て支援課
						子育て何でも相談広場		子育て支援課

(2)子育て支援ネットワークの構築

重点	No.	施策・事業名	内容		担当課	掲載 頁数
◎	79	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をする人(提供会員)と援助をしてもらいたい人(依頼会員)が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業		子育て支援課	51P 69P
	80	多世代間交流事業	親子ふれあい等の世代間交流事業の実施	取組	地域ぐるみ親子ふれあい推進事業	生涯学習課 51P
	81	安城市小中学校ふれあいネット事業	学校と家庭や地域の連携のもとに、児童や生徒に関わる問題に対する活動(講演会や研修会等)の実施	取組	ふれあいネット事業	学校教育課 51P

2 安城市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年安城市条例第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、安城市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に安城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する知識及び経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 計画策定の経過

実施年月日	会議名	内容
平成30年 10月24日	第1回策定幹事会・作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて ・市民アンケート調査票の内容について
11月 8日	子ども・子育て会議	
12月 7日) 12月21日	アンケート調査	
平成31年 2月22日	第2回策定幹事会・作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について
3月12日	子ども・子育て会議	
令和元年 6月21日	第3回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子(案)について ・第1章から第3章の原案について
7月 3日	第3回策定幹事会	
7月18日	子ども・子育て会議	
9月10日	第4回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施施策の検討 ・第4章、5章の原案について
9月18日	第4回策定幹事会	
10月 2日	子ども・子育て会議	
10月25日	第5回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6章の原案について ・パブリックコメント提出用計画(案)について
11月 7日	第5回策定幹事会	
11月18日	子ども・子育て会議	
12月 6日) 令和2年 1月 6日	パブリックコメント制度による意見募集	
1月28日	第6回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・計画概要版(案)の検討 ・市長への答申
2月 5日	第6回策定幹事会	
2月21日	子ども・子育て会議	

4 安城市子ども・子育て会議委員名簿

2段書きの下段は役職交代による前任者

役職	氏名	所属・職名
会長	神谷 明文	安城市社会福祉協議会会長
副会長	伊吹 直文	安城市町内会長連絡協議会代表
	石川 伸男	
委員	柴田 綾乃	安城市民生委員児童委員協議会代表
委員	成島 清美	安城市母子福社会代表
委員	榊原 守	安城市主任児童委員部会代表
委員	石井 佳子	安城市保育園・こども園父母の会代表
	細井 治子	
委員	杉田 昌信	安城市立幼稚園PTA代表
	喜邑 友宣	
委員	執行 紀美代	安城市民間保育所協議会代表
委員	寺部 暁	愛知県私立幼稚園連盟安城支部代表
	岩瀬 せつ子	
委員	山村 孝幸	愛知県刈谷児童相談センターセンター長
	塚本 有子	
委員	木戸 美代子	愛知県衣浦東部保健所健康支援課課長
	塩乃谷 真弓	
委員	神谷 早百巳	安城市小中学校校長会代表
	都築 光男	
委員	小野 真奈美	安城市医師会代表
委員	土肥 由美	企業代表
委員	鈴木 靖子	安城商工会議所代表(令和元年10月6日任期満了)
委員	重田 一春	労働組合代表
委員	稲垣 寿隆	安城市子ども会育成連絡協議会代表
	杉浦 泰治	
委員	田村 千香子	安城市ボランティア連絡協議会代表
	小松 千鶴子	
委員	市川 彩	市民公募
委員	橋口 真美	市民公募
委員	木内 正範	市民公募(令和元年10月6日任期満了)
助言者	新井 美保子	愛知教育大学副学長
	勅使 千鶴	日本福祉大学名誉教授

5 用語集

あ行

ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。

育児休業

育児介護休業法に規定され、労働者は対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。

一時預かり

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、保育園、幼稚園、認定こども園等で一時的に子どもを預かること。

延長保育(時間外保育事業)

就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行うこと。

か行

子育て安心プラン

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環で、主に、待機児童の解消、女性の労働力率における「M字カーブ」(労働力率を表すグラフのカーブがM字になる現象)を解消することを目的とした政策。

子育て支援アドバイザー

子育てに関する知識を有する人で、日常的な相談や子育て支援に関する情報の収集、提供を行う。

子育て支援センター

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設。

子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う施設。

子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う。

さ行

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法、及び国から示された基本指針に基づき、5年間の計画期間における乳幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画。制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

子ども・子育て支援制度

子育てをめぐる全国的な現状、課題に対応するため、平成24年8月に成立した子ども、子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」や「保育の量の拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための制度。

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

子どもの貧困

絶対的貧困（必要最低限の生活水準が満たされおらず心身の維持が困難である状態）、または相対的貧困（国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態）となっている17歳以下の子どもの存在及び生活状況のこと。

子ども110番の家

子どもが危険を感じたときや助けを求めてきたとき、子どもを保護し、警察などに通報することに協力してくれる家や施設。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。

児童センター

児童に健全な遊び場を与えて体力を増進し、情操を豊かにすることを目的とする「児童厚生施設」。児童厚生員が配置されており、0歳から18歳未満の子どもが自由に遊ぶことができる。

就業率

15歳以上の人口に占める就業者の割合。総務省統計局が毎月行っている「労働力調査」において、完全失業率とともに公表されている。

小1の壁

子どもが小学校に入学後、子どもを遅い時間まで預けることが困難になること等により、仕事と子育ての両立が難しくなる問題のこと。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

人口動態

一定期間内の出生、死亡、転入、転出等に伴う人口の動き。

人口ビジョン

各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する政策。

た行

待機児童

保護者が保育所等に入所申請し、入所要件に該当しているにも関わらず、施設不足等の理由によって、入所できていない子どものこと。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うこと。

地域子育て支援拠点

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

な行

認定こども園

小学校就学前の子どもに対する幼児教育・保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設。

は行

保育ニーズ

保護者が、保育時間や保育日、入所などについて、行政機関や保育所に対して求める要望のこと。

放課後児童支援員

放課後児童クラブ等で勤務する、学童保育の指導のための専門資格を有している人。

母子父子自立支援員

社会福祉主事の任用資格又社会福祉士国家試験の受験資格を有し、ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる人。

母子保健コーディネーター

助産師・保健師等の専門職の人が担い、妊娠中・出産後の体のことや、子どもの発達などの様々な相談支援を行う。

骨太の方針

政策決定をめざした経済財政諮問会議がまとめ、閣議決定される「経済財政運営基本方針」の略称。毎年度の予算編成や重要政策に反映されている。

や行

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から始まった、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの利用料が無料になること。

ら行

療育

医療・治療の「療」と、養育・保育の「育」を合体した造語で、発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身に付けることを目的として行われる支援のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。